

○ 郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年内閣府
総務省 令第三号）

改 正 案	現 行
（郵便保険会社の業務報告書等） 第二十六条（略） 2 （略） 3 法第四百四十四条第二項に規定する中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の郵便保険会社及びその子会社等の業務及び財産の状況について、中間事業概況書、中間連結財務諸表及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書類に分けて、保険業法施行規則別紙様式第六号の三の例により作成し、当該期間経過後三月以内に金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。 4 法第四百四十四条第二項に規定する業務報告書は、事業概況書、連結財務諸表及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書類に分けて、保険業法施行規則別紙様式第七号の三の例により作成し、事業年度経過後四月以内に金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。 5 （略）	（郵便保険会社の業務報告書等） 第二十六条（略） 2 （略） 3 法第四百四十四条第二項に規定する中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の郵便保険会社及びその子会社等の業務及び財産の状況について、中間事業概況書及び中間連結財務諸表に分けて、保険業法施行規則別紙様式第六号の三の例により作成し、当該期間経過後三月以内に金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。 4 法第四百四十四条第二項に規定する業務報告書は、事業概況書及び連結財務諸表に分けて、保険業法施行規則別紙様式第七号の三の例により作成し、事業年度経過後四月以内に金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。 5 （略）